

松本観光コンベンション協会
訪日外国人向けマナー啓発広告企画・設置業務公募型プロポーザル仕様書

1.業務名称

訪日外国人向けマナー啓発広告企画・設置業務（公募型プロポーザル）

2.業務の基本方針

受託者は、次の基本方針に基づき業務を実施すること。

1. 松本市屋外広告物条例、道路占用関係法令その他関係法令等を遵守すること。
2. 電柱巻広告その他の屋外広告媒体の活用にあたっては、法令適合性及び設置可能性を事前に十分確認すること。
3. 景観、交通安全、歩行者安全及び地域住民への配慮を最優先とすること。
4. 訪日外国人に伝わりやすい表現とし、必要に応じてピクトグラムを活用すること。
5. 単なる告知ではなく、マナー行動の促進につながる媒体設計とすること。

3.対象区域

松本市内のうち、訪日外国人旅行者の往来が多い市街地、観光動線、交通結節点周辺その他発注者が必要と認める区域とする。なお、対象区域の詳細は発注者と協議して定めるが、受託者は、外国人宿泊及び来訪動向、歩行者導線、景観規制、媒体確保の可能性等を踏まえて優先候補エリアを提案すること。

4.関係法令等

受託者は、次に掲げる法令、条例、規則、基準その他関係規程を確認のうえ、必要な手続を行うこと。

- 屋外広告物法
- 道路法
- 道路交通法
- 松本市屋外広告物条例
- 松本市屋外広告物条例施行規則
- 松本市景観計画
- 松本市市道占用関係規程
- 電柱、道路、土地その他設置対象の所有者又は管理者が定める基準
- その他、本業務に関係する法令等

5.業務内容

受託者は、少なくとも次の業務を実施すること。

(1)実施可能性整理

受託者は、発注者の意向を踏まえ、次の内容を実施すること。

- 想定エリアにおける現地調査を踏まえ、啓発効果が高いと見込まれる電柱巻広告掲出候補地の抽出
- 屋外広告物条例上の可否確認
- 道路占用その他必要手続の有無の整理
- 電柱、街路灯柱その他媒体候補の所有者・管理者の確認
- 候補媒体ごとの概算費用、設置条件、設置期間、維持管理条件の整理

(2)啓発テーマの企画

広告内容は、訪日外国人旅行者に対し、松本市内で特に必要性が高いマナー項目を、短文及び視覚情報で分かりやすく伝えるものとする。テーマは、次の例などを、発注者と協議のうえ決定すること。

- ごみの持ち帰り・ポイ捨て防止
- 私用地への無断立入り防止

なお、受託者は、観光庁「未来のための旅のエチケット」等の既存素材やピクトグラムの活用可能性を踏まえ、伝達性の高い企画を行うこと。

(3)多言語化

広告内容は、原則として次の言語に対応すること。

- 日本語
- 英語
- 繁体字中国語
- 簡体字中国語
- タイ語

ただし、媒体サイズ、視認性、優先順位等を踏まえ、受託者は、言語数及び掲載方法について最適案を提案すること。QRコード等を併用して詳細説明ページへ誘導する提案も可とする。QRコードを用いる場合は、リンク先ページの制作費用など全費用は、受託者負担とする。

(4)デザイン制作

受託者は、媒体特性に応じて、視認性、判読性及び景観への調和に配慮したデザインを制作すること。デザイン制作にあたっては、次の要件を満たすこと。

- 遠距離又は歩行中でも認識しやすい構成であること
- 文字量を抑え、ピクトグラム中心で伝わること
- 地域イメージ、観光地イメージを損なわないこと
- 発注者の確認・修正指示に対応すること

(5)製作、設置、掲出期間

発注者の承認を得た媒体について、受託者は製作、設置、撤去を行うこと。

設置にあたっては、次の事項を満たすこと。

- 法令及び管理者基準に適合すること
- 第三者及び通行者の安全を確保すること
- 既存構造物を損傷しない方法によること
- 必要に応じて仮設養生、安全管理、交通誘導等を行うこと
- 施工後に設置状況写真を提出すること

なお、道路占用又は工事を伴う場合は、必要な届出、工事予告、完了届等に対応すること。

掲出本数は20本とする。掲出期間は任意の12か月とし、開始月および掲出期間の起算日は発注者と協議の上、決定する。

(6)維持管理、撤去

掲出期間中、受託者は定期的な巡回確認を行い、汚損、破損、退色、剥離、傾きその他異常が認められた場合は、速やかに補修又は交換等の措置を講ずること。

提案にあたっては、巡回頻度、点検項目、緊急時対応、交換基準を明示すること。

掲出期間終了後は、発注者の指示に従い撤去を行い、作業報告書を提出すること。

6 受託者の要件

受託者は、次の要件を満たすこと。

1. 本業務を適正に履行できる体制を有すること。
2. 屋外広告物の企画、デザイン、製作、設置、維持管理又はこれらに類する業務実績を有すること。
3. 関係法令、景観配慮及び安全管理に関する知見を有すること。
4. 必要に応じて、屋外広告業登録その他必要資格・登録を有する者と連携できること。
5. 多言語対応又は多言語デザイン調整が可能であること。

7 業務報告書の提出

受託者は、業務の期間が終了した後、業務報告書を1冊提出すること。発注者は、報告書の提出を受け、検収に合格した後、当該報告書の引き渡しを受けるものとする。また、電子データ(PDF)一式を納品すること。

業務報告書には、実施計画書、掲出候補地一覧・位置図・現地写真、関係法令・管理者協議結果一覧、最終デザインデータ、設置完了写真、維持管理記録、完了報告書などを含むこと。

8 著作権、保険加入

受託者は、写真、イラスト、ピクトグラム、翻訳文等の利用について、必要な権利処理を行うこと。また、屋外設置物なので、必要に応じて保険に加入すること。

9 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は業務報告書を提出し、発注者の検収に合格した後に委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定める。
- (2) 受注者は、業務着手時に実施計画（スケジュール、体制、業務報告書案など）を提示し、発注者の承認を得ること。また、原則として月1回以上、進捗共有の打合せを行い、発注者から求めがあった場合は中間報告（ドラフト）を提出すること。
- (3) 受注者は、個人情報保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から保有する権利（ノウハウ、テンプレート等）に係る部分はこの限りでない。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく、第三者に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。